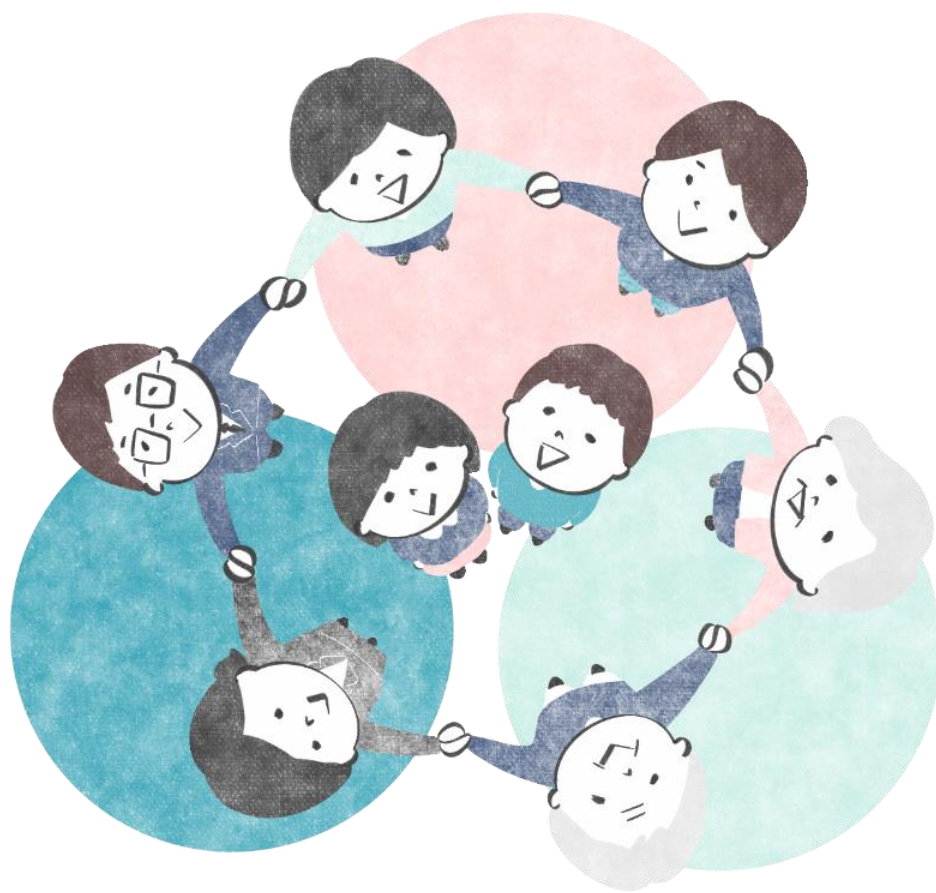


上越市子どもの居場所づくり支援補助金

事業案内



上越市

1. 事業の趣旨

子ども達が安心して過ごせる地域を作るために、市民団体等による子どもの居場所の新規開設を行う取組を支援し、地域の子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。

2. 補助対象者

次のいずれにも該当する団体とします。

- (1)市の地域において子どもの居場所を新たに開設すること
- (2)補助対象事業を継続的かつ安定的に運営することができること
- (3)公序良俗に反する活動を行っていないこと

3. 補助対象事業

子どもの居場所づくりに係るものであって、次に掲げる取組のいずれかを実施するものとする。

- 食事の提供の居場所
- 学習支援の居場所
- 遊びや体験等の機会を提供する居場所

4. 補助要件

補助対象事業は、次のいずれにも該当する場合に補助対象とします。

- (1)原則として月1回程度子どもの居場所を開設すること
- (2)子どもの居場所の提供を1年以上継続して行う見込みがあること
- (3)1回の利用につき概ね5名以上の子ども又はその保護者の利用が見込めること（補助対象者の構成員の3親等以内の親族を除く）
- (4)居場所の利用に関して無償又は実費のみの負担であること
- (5)子どもの居場所に責任者を1名配置すること
- (6)利用者及び事業従事者の事故に対応する保険（食事の提供をする場合にあっては、食中毒等に対応する保険を含む。）に加入すること

(7)食事の提供を行う場合には次のいずれにも該当すること

ア食品衛生法及び関係法令等を遵守すること

イ管轄する保健所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと

ウ食中毒、食物アレルギーその他子どもの健康保持に必要な対策を行う体制を構築すること

5. 補助金額

補助金の額は、下記の補助金額又は補助対象経費の実支出額から寄附金その他収入並びに国からの交付金及び補助金の受入額を控除した額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で決定します。

区 分	補助対象経費		補助金額
開設 ※ 初 回 の 運 営 費含む	備品購入費		100,000 円 ※開始初年度に限る。
	研修費	食品衛生責任者養成 研修会受講料	
	需用費	教材費、材料費、消耗 品費、印刷製本費、燃 料費、光熱水費	
	使用料及び賃借料	会場借り上げ料	
	役務費	通信運搬費、保険料	

6. 申請方法

補助金交付申請書に添付書類を添えて申請してください。なお、申請前に必ずこども家庭センターにご相談をお願いします。

【提出書類】

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 構成員名簿（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

【提出部数】

1部

【提出方法】

提出書類は、必ず持参（郵送は不可）してください。

【受付場所】

上越市木田1丁目1番3号

上越市役所 木田第一庁舎2階 こども家庭センター
電話 025-520-5725